

事 務 連 絡

令和4年2月2日

一般社団法人茨城県医師会 御中

茨城県保健福祉部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者の公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する
診療報酬明細書等の記載等について（周知依頼）

日頃から本県の感染症対策の推進について、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについては、これまで以下のとおり厚生労働省より通知が発出されておりますが、今般の感染拡大により、各医療機関から保健所に対して、具体的な記載方法や請求方法等について問合せが多くなっておりますことから、改めて以下について会員医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

【関連通知】

○令和2年4月30日付健感発 0430 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626874.pdf>

○令和2年4月30日付保医発 0430 第4号厚生労働省保険局医療課長通知

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626868.pdf>

○令和2年5月13日付保医発 0513 第2号厚生労働省保険局医療課長通知

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000630290.pdf>

健感発0430第3号
令和2年4月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供について

新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）に係る対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）において、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項、宿泊や自宅での療養を行う場合の患者へのフォローアップ、受入施設での対応等について、お示したところである。

今般、軽症者等が、都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）中又は自宅での安静・療養（以下「自宅療養」という。）中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した場合の公費負担医療の取扱について、下記のとおり取りまとめたので、その対応に遺漏なきを期されたい。

なお、この取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであること申し添える。

記

第1. 公費負担医療による補助の内容について

1. 補助事業の概要

今般、都道府県等においては、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）等を踏まえ、入院病床の状況等に鑑み、必要な場合には、軽症者等に対して、宿泊療養及び自宅療養を実施しているところである。

今般、本日（令和2年4月30日）成立した令和2年度補正予算に基づき、都道府県が医療機関等に対して、令和2年4月1日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額を補助した場合、その費用を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助する（以下「本補助事業」という。）ものとする。なお、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養については、都道府県等が保健所において実施する事務もあるところだが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象が都道府県（保健所設置市及び特別区は対象に含まない。）であることから、都道府県において補助等を実施すること。

2. 補助事業の対象となる医療

本補助事業の対象となる医療は、次の①～③に掲げる要件をみたす必要がある。

- ① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること

（例）宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。

（例）都道府県等が医療機関に対し、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等への健康観察を委託している場合、健康観察として委託した範囲に含まれない医療が本補助事業の対象となる。当該委託の範囲に

において健康観察の一貫として行われた医療は、本補助事業の対象ではなく、別途、医療機関への委託費として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる。

- ② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること

(例) 宿泊療養又は自宅療養の認定前に実施した医療や宿泊療養又は自宅療養の解除後に実施した医療は対象とならない。

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること

(例) 新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象とならない。

(例) 宿泊療養及び自宅療養の性質上、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、都道府県等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。

3. 補助事業の補助額

本補助事業の補助額は、新型コロナウイルス感染症に係る医療について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月 25 日改正。以下「3 月 4 日通知」という。）による PCR 検査等に係る補助（以下「3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助」という。）及び本補助事業による補助を併給する場合には、同条に基づく公費負担医療の適用、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用するものとする）。

(例) 軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を受ける前に新型コロナウイルス感染症に感染しているか否かを判断するために実施した PCR 検査については、宿泊療養又は自宅療養の期間中の医療ではないため、本補助事業ではなく 3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助が適用される。

(例) 宿泊療養又は自宅療養を受けている軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を解除するために実施する PCR 検査については、3月4日通知による PCR 検査等の補助を優先して適用した後、なお残る自己負担額について本補助事業による補助を適用する。

4. 補助事業の適用対象期間

本補助事業は令和2年4月1日以降に行われた医療（令和2年4月診療分以降）を対象とする。

第2. 補助事業の補助の実施方法

1. 都道府県と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の委託契約

都道府県における、医療機関等に対する補助に係る事務を円滑かつ適切に実施するため、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額について、令和2年5月診療分（6月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することを可能とした。別添1及び別添2の契約書及び覚書の文案を参考に、審査支払機関に対して、診療報酬等の審査及び支払事務を委託する場合においては、速やかに所要の契約の締結及び覚書の交換を行うようお願いする。

2. 保健所における都道府県への連絡及び軽症者等の受診の調整

保健所においては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）等を踏まえ、症状が悪化した際に速やかに適切な医療機関等を受診できる体制の確保等を行い、迅速に新型コロナウイルス感染症患者の受入れ可能な医療機関等の受診につなげることができるよう、事前に医療提供及び搬送体制について調整を行うとともに、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、受診する医療機関等の調整を行うこと。

また、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した場合には、前述のとおり、医療機関等から、審査支払機関を通じて、都道府県に対して、当該受診に係る費用を請求することになることから、保健所は、軽症者等の氏名や軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に受診を行うこととしている医療機関等名等の必要な情報を都道府県に対して、適宜、連絡する

こと。

また、軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、当該者が宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等であることを医療機関等が判断することができるよう、軽症者等に対して、あらかじめ配布した書面のうち、宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面を、受診時に医療機関等に提示するよう指示すること。なお、当該宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面の具体例としては、次に掲げるものなどが考えられる。

- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料やリーフレット（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式1参照）
- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養中又は自宅療養中の健康観察票（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式7参照）

3. 医療機関等における現物給付

令和2年5月診療分（6月請求分）以降、医療機関等においては、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に新型コロナウイルス感染症に係る医療を受診した場合、当該医療に係る自己負担額を当該軽症者等から徴収する際、第1に基づいて都道府県が医療機関等に支払う金額分を当該軽症者等に支給する（当該軽症者等の負担と相殺することと差し支えない）。

4. 都道府県における償還払い

令和2年5月診療分（6月請求分）以降については、都道府県、医療機関等、軽症者等の事務負担軽減のため、原則として、審査支払機関を通じた補助を行うこととする。

なお、令和2年4月診療分の医療に係る費用については、都道府県が医療を受けた本人からの請求に基づき、その費用を本人に対して支給すること。都道府県は、当該請求に当たり、本人に対して、受診時の領収書等の費用の確認できる書類の提出等を求めること。

以上

(別添 1)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における
新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務
に関する契約書（案）

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「4 月 30 日通知」という。）等に基づく、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が 4 月 30 日通知に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬等」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担に関し、毎月、医療機関等に対して支払う診療報酬等について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬等の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）第 26 条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬等の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 5 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

支部長 氏 名 (印)

(別添 1 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長（以下「乙」という。）との間において締結した、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関等に対して支払う診療報酬等を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書、調剤報酬請求書及び訪問看護療養費請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した医療機関等に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書等を不備その他の理由により医療機関等に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関等に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

支部長 氏 名 (印)

(別添 2)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における
新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務
に関する契約書（案）

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「4 月 30 日通知」という。）等に基づく、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が 4 月 30 日通知に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬等」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関等に対して支払う診療報酬等について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬等の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てる事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬等の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 5 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日
〇〇都道府県知事 氏 名 (印)
〇〇都道府県国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 (印)

(別添 2 ・ 別紙)

覚 書 （案）

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間において締結した、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関等に対して支払う診療報酬等を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、診療報酬明細書等の 1 件当たりの審査及び支払事務の執行に要する費用とし、甲と乙との間で協議の上、決定したもの（〇〇円）とする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書等を不備その他の理由により医療機関等に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関等に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 (印)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「4 月 30 日通知」という。）において、令和 2 年 4 月 1 日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担に相当する金額について、令和 2 年 5 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関等による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書等の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関等の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8 桁）を記載すること。（別紙参照）
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

による一類感染症等の患者の入院(同法第 37 条))と同様の取扱いとすること。なお、同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月 25 日改正。以下「3 月 4 日通知」という。)による PCR 検査に係る補助(以下「3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助」という。)及び本補助事業による補助の適用の順番については、同条に基づく公費負担医療の適用、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用するものとする。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996 (7 桁)」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助の対象となる、PCR 検査料及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料の合計点数と、実際に算定した 4 月 30 日通知の第 1. の 2. に規定する新型コロナウイルス感染症に係る医療に要した費用の額を、分けて記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0 円」と記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

宿泊療養中又は自宅療養中に往診をし、PCR 検査及び新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施した場合。(往診料 (720 点)、再診料 (73 点) 及び外来管理加算 (52 点) を算定した場合。)

療 養 の 給 付	保 険 の 給 付	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額 円
		2,795		減 額 割 (円) 免除・支払猶予
		1,950 点	※ 点	0 円
	公費①			
	公費②	845 点	※ 点	0 円

※ 公費①：P C R 検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した（往診、訪問診療等による受診を含む。）新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)によること。

5 実施時期

令和 2 年 5 月診療分 (6 月請求分) から実施すること。

(別紙)

保険医療機関 所在地	公費負担者番号					集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号		検証 番号	
北海道	2 8	0 1	0 6	0	1	28010601
青森県	2 8	0 2	0 6	0	0	28020600
岩手県	2 8	0 3	0 6	0	9	28030609
宮城県	2 8	0 4	0 6	0	8	28040608
秋田県	2 8	0 5	0 6	0	7	28050607
山形県	2 8	0 6	0 6	0	6	28060606
福島県	2 8	0 7	0 6	0	5	28070605
茨城県	2 8	0 8	0 6	0	4	28080604
栃木県	2 8	0 9	0 6	0	3	28090603
群馬県	2 8	1 0	0 6	0	0	28100600
埼玉県	2 8	1 1	0 6	0	9	28110609
千葉県	2 8	1 2	0 6	0	8	28120608
東京都	2 8	1 3	6 8	0	2	28136802
神奈川県	2 8	1 4	0 6	0	6	28140606
新潟県	2 8	1 5	0 6	0	5	28150605
富山県	2 8	1 6	0 6	0	4	28160604
石川県	2 8	1 7	0 6	0	3	28170603
福井県	2 8	1 8	0 6	0	2	28180602
山梨県	2 8	1 9	0 6	0	1	28190601
長野県	2 8	2 0	0 6	0	8	28200608
岐阜県	2 8	2 1	0 6	0	7	28210607
静岡県	2 8	2 2	0 6	0	6	28220606
愛知県	2 8	2 3	0 6	0	5	28230605
三重県	2 8	2 4	0 6	0	4	28240604
滋賀県	2 8	2 5	0 6	0	3	28250603
京都府	2 8	2 6	0 6	0	2	28260602
大阪府	2 8	2 7	0 6	0	1	28270601
兵庫県	2 8	2 8	0 6	0	0	28280600
奈良県	2 8	2 9	0 6	0	9	28290609
和歌山県	2 8	3 0	0 6	0	6	28300606
鳥取県	2 8	3 1	0 6	0	5	28310605
島根県	2 8	3 2	0 6	0	4	28320604
岡山県	2 8	3 3	0 6	0	3	28330603
広島県	2 8	3 4	0 6	0	2	28340602
山口県	2 8	3 5	0 6	0	1	28350601
徳島県	2 8	3 6	0 6	0	0	28360600
香川県	2 8	3 7	0 6	0	9	28370609
愛媛県	2 8	3 8	0 6	0	8	28380608
高知県	2 8	3 9	0 6	0	7	28390607
福岡県	2 8	4 0	0 6	0	4	28400604
佐賀県	2 8	4 1	0 6	0	3	28410603
長崎県	2 8	4 2	0 6	0	2	28420602
熊本県	2 8	4 3	0 6	0	1	28430601
大分県	2 8	4 4	0 6	0	0	28440600
宮崎県	2 8	4 5	0 6	0	9	28450609
鹿児島県	2 8	4 6	0 6	0	8	28460608
沖縄県	2 8	4 7	0 6	0	7	28470607

(別添)

健感発0430第3号
令和2年4月30日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における
公費負担医療の提供について

新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方（以下「軽症者等」という。）に係る対応については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）において、医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道府県等」という。）並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項、宿泊や自宅での療養を行う場合の患者へのフォローアップ、受入施設での対応等について、お示したところである。

今般、軽症者等が、都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養（以下「宿泊療養」という。）中又は自宅での安静・療養（以下「自宅療養」という。）中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等による受診を含む。）した場合の公費負担医療の取扱について、下記のとおり取りまとめたので、その対応に遺漏なきを期されたい。

なお、この取扱いは、保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課及び医療課にも協議済みであること申し添える。

記

第1. 公費負担医療による補助の内容について

1. 補助事業の概要

今般、都道府県等においては、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（同日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症患者が自宅療養を行う場合の患者へのフォローアップ及び自宅療養時の感染管理対策について」（同日付け事務連絡）等を踏まえ、入院病床の状況等に鑑み、必要な場合には、軽症者等に対して、宿泊療養及び自宅療養を実施しているところである。

今般、本日（令和2年4月30日）成立した令和2年度補正予算に基づき、都道府県が医療機関等に対して、令和2年4月1日以降に、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額を補助した場合、その費用を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助する（以下「本補助事業」という。）ものとする。なお、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養については、都道府県等が保健所において実施する事務もあるところだが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象が都道府県（保健所設置市及び特別区は対象に含まない。）であることから、都道府県において補助等を実施すること。

2. 補助事業の対象となる医療

本補助事業の対象となる医療は、次の①～③に掲げる要件をみたす必要がある。

- ① 都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養の対象となった軽症者等が受けた医療であること

（例）宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が、体調不良等により、自ら希望して往診等により受けた医療が対象となる。

（例）都道府県等が医療機関に対し、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等への健康観察を委託している場合、健康観察として委託した範囲に含まれない医療が本補助事業の対象となる。当該委託の範囲に

において健康観察の一貫として行われた医療は、本補助事業の対象ではなく、別途、医療機関への委託費として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象となる。

- ② 軽症者等が都道府県等の実施する宿泊療養又は自宅療養を受けている期間に受けた医療であること

(例) 宿泊療養又は自宅療養の認定前に実施した医療や宿泊療養又は自宅療養の解除後に実施した医療は対象とならない。

- ③ 新型コロナウイルス感染症に係る医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等によるものを含む。）であること

(例) 新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療が対象であり、新型コロナウイルス感染症に関するものでない医療や新型コロナウイルス感染症に感染していなかったとしても実施されたであろう医療は対象とならない。

(例) 宿泊療養及び自宅療養の性質上、往診等による医療が基本となるが、軽症者等の体調を踏まえ、都道府県等が調整等した上、医療機関において外来診療を受診した医療も対象となる。

3. 補助事業の補助額

本補助事業の補助額は、新型コロナウイルス感染症に係る医療について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。同月 25 日改正。以下「3 月 4 日通知」という。）による PCR 検査等に係る補助（以下「3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助」という。）及び本補助事業による補助を併給する場合には、同条に基づく公費負担医療の適用、3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助、本補助事業による補助の順に適用するものとする）。

(例) 軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を受ける前に新型コロナウイルス感染症に感染しているか否かを判断するために実施した PCR 検査については、宿泊療養又は自宅療養の期間中の医療ではないため、本補助事業ではなく 3 月 4 日通知による PCR 検査等の補助が適用される。

(例) 宿泊療養又は自宅療養を受けている軽症者等が宿泊療養又は自宅療養を解除するために実施する PCR 検査については、3月4日通知による PCR 検査等の補助を優先して適用した後、なお残る自己負担額について本補助事業による補助を適用する。

4. 補助事業の適用対象期間

本補助事業は令和2年4月1日以降に行われた医療（令和2年4月診療分以降）を対象とする。

第2. 補助事業の補助の実施方法

1. 都道府県と社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の委託契約

都道府県における、医療機関等に対する補助に係る事務を円滑かつ適切に実施するため、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額について、令和2年5月診療分（6月請求分）から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会（以下「審査支払機関」という。）に委託することを可能とした。別添1及び別添2の契約書及び覚書の文案を参考に、審査支払機関に対して、診療報酬等の審査及び支払事務を委託する場合においては、速やかに所要の契約の締結及び覚書の交換を行うようお願いする。

2. 保健所における都道府県への連絡及び軽症者等の受診の調整

保健所においては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け事務連絡）等を踏まえ、症状が悪化した際に速やかに適切な医療機関等を受診できる体制の確保等を行い、迅速に新型コロナウイルス感染症患者の受入れ可能な医療機関等の受診につなげることができるよう、事前に医療提供及び搬送体制について調整を行うとともに、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、受診する医療機関等の調整を行うこと。

また、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した場合には、前述のとおり、医療機関等から、審査支払機関を通じて、都道府県に対して、当該受診に係る費用を請求することになることから、保健所は、軽症者等の氏名や軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に受診を行うこととしている医療機関等名等の必要な情報を都道府県に対して、適宜、連絡する

こと。

また、軽症者等が医療機関等を受診するに当たり、当該者が宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等であることを医療機関等が判断することができるよう、軽症者等に対して、あらかじめ配布した書面のうち、宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面を、受診時に医療機関等に提示するよう指示すること。なお、当該宿泊療養中又は自宅療養中であることを証明することができる書面の具体例としては、次に掲げるものなどが考えられる。

- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養又は自宅療養に関する説明資料やリーフレット（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式1参照）
- ・ 軽症者等に配布する宿泊療養中又は自宅療養中の健康観察票（「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアルの送付について」（令和2年4月2日付け事務連絡）様式7参照）

3. 医療機関等における現物給付

令和2年5月診療分（6月請求分）以降、医療機関等においては、軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に新型コロナウイルス感染症に係る医療を受診した場合、当該医療に係る自己負担額を当該軽症者等から徴収する際、第1に基づいて都道府県が医療機関等に支払う金額分を当該軽症者等に支給する（当該軽症者等の負担と相殺することと差し支えない）。

4. 都道府県における償還払い

令和2年5月診療分（6月請求分）以降については、都道府県、医療機関等、軽症者等の事務負担軽減のため、原則として、審査支払機関を通じた補助を行うこととする。

なお、令和2年4月診療分の医療に係る費用については、都道府県が医療を受けた本人からの請求に基づき、その費用を本人に対して支給すること。都道府県は、当該請求に当たり、本人に対して、受診時の領収書等の費用の確認できる書類の提出等を求めること。

以上

(別添 1)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における
新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務
に関する契約書 (案)

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「4 月 30 日通知」という。)等に基づく、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事(以下「甲」という。)と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長(以下「乙」という。)との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が 4 月 30 日通知に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」という。)に対して支払うべき費用(以下「診療報酬等」という。)の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担に関し、毎月、医療機関等に対して支払う診療報酬等について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬等の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和 23 年法律第 129 号)第 26 条の規定による事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬等の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 5 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

支部長 氏 名 (印)

(別添 1 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と社会保険診療報酬支払基金〇〇支部長（以下「乙」という。）との間において締結した、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関等に対して支払う診療報酬等を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、全国健康保険協会の管掌する健康保険等の診療報酬請求書、調剤報酬請求書及び訪問看護療養費請求書の審査及び支払事務に関し、全国健康保険協会と社会保険診療報酬支払基金との間で契約した医療機関等に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書等を不備その他の理由により医療機関等に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関等に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

社会保険診療報酬支払基金〇〇支部

支部長 氏 名 (印)

(別添 2)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における
新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務
に関する契約書（案）

「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「4 月 30 日通知」という。）等に基づく、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が 4 月 30 日通知に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬等」という。）の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 甲は、乙が前条の規定に基づいて行う医療費の負担について、毎月、医療機関等に対して支払う診療報酬等について、毎月、概ね 1 か月半分に相当すると考えられる診療報酬等の額を乙に概算払するものとする。

第三条 乙は、前条の規定による概算払を受けたときは、各診療担当月の翌々月 20 日までに精算を完了するものとする。

第四条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てる事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬等の精算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第五条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第六条 この契約の有効期間は、令和 2 年 5 月 1 日より令和 3 年 3 月 31 日までとする。

第七条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会
理事長 氏 名 (印)

(別添 2 ・ 別紙)

覚 書 (案)

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長（以下「乙」という。）との間において締結した、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養又は自宅療養期間中における新型コロナウイルス感染症に係る医療に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 契約書第二条に定める金額の概算払は、当分の間これを行わないものとする。この場合、乙は甲に対し、毎月分につき医療機関等に対して支払う診療報酬等を診療の翌々月 10 日までに請求し、甲は、その月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 2 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 3 契約書第四条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、診療報酬明細書等の 1 件当たりの審査及び支払事務の執行に要する費用とし、甲と乙との間で協議の上、決定したもの（〇〇円）とする。
- 4 乙は、精算の基礎となった診療担当件数に基づいて甲に対し、診療担当月の翌々月 10 日までに事務費を請求し、甲は請求のあった日の属する月の 20 日までにこれを支払うものとする。
- 5 診療報酬明細書等を不備その他の理由により医療機関等に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関等に直接送付するものとする。
- 6 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 7 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明できるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

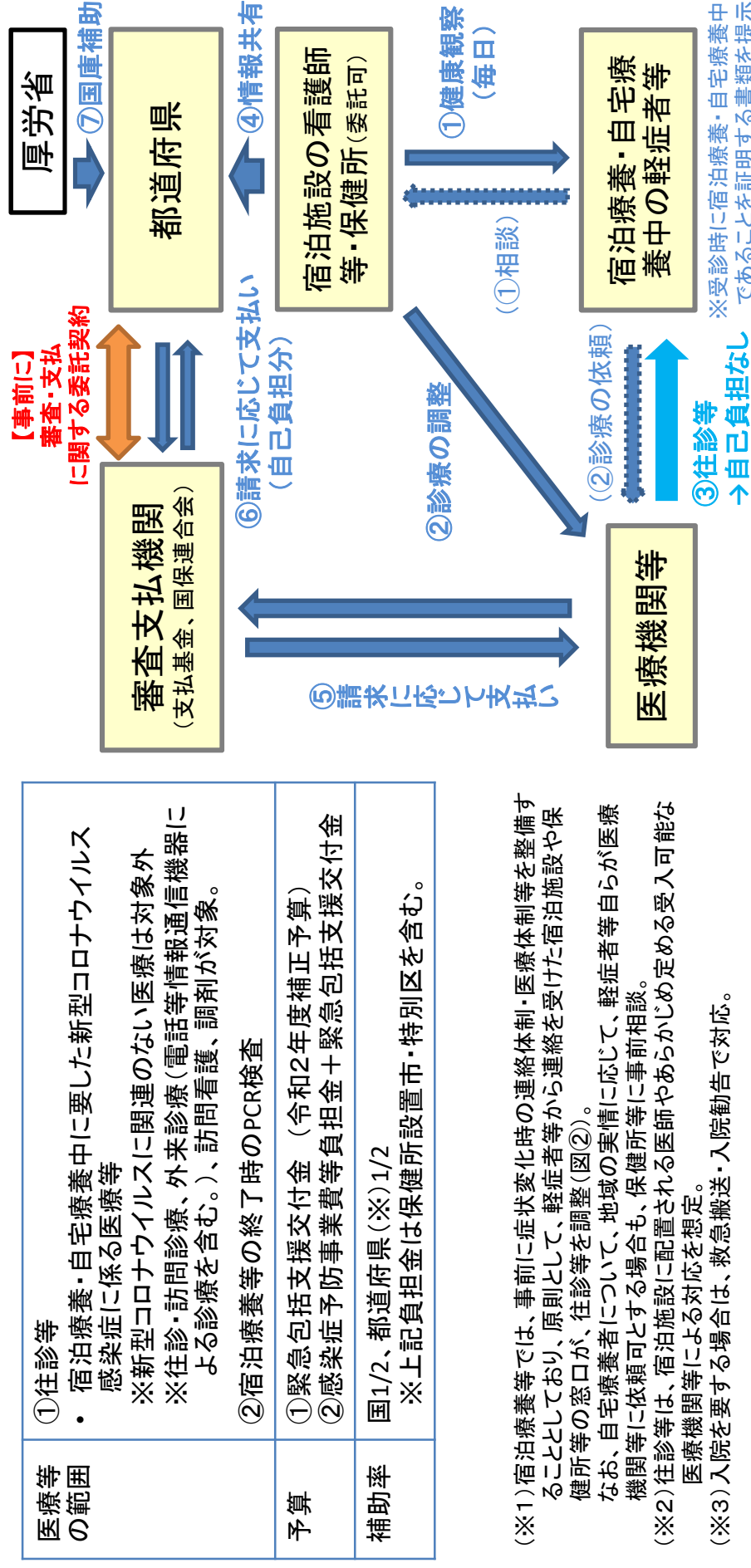
〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

理事長 氏 名 (印)

宿泊療養・自宅療養中の医療費等の取扱いについて

- 4月2日付け事務連絡等において、都道府県等に対して、軽症者等の宿泊療養・自宅療養（以下「宿泊療養等」）中の取扱いとして、患者のフォローアップや必要な医療提供体制の確保について、お示したところ。
- 宿泊療養等の期間中は、毎日、宿泊施設に配置された看護師等や保健所（又は委託を受けた者）が健康観察を行うが、症状によっては、医療機関の受診が必要となる場合がある。この際、往診等によって、宿泊施設や自宅での診療を受けることも想定されるため、当該診療に要する費用の自己負担分について、公費で補助することとする。
- また、宿泊療養等の終了時に行うPCR検査費用（感染症法第15条に基づく行政検査）についても、入院患者が退院時に行う検査と同様に、自己負担分を公費で手当てすることとする（※）。

※確定診断時と同様に感染症予防事業費等負担金の対象とした上で、負担金対象外の部分（初再診料など）を交付金で手当て。



- (※1) 宿泊療養等では、事前に症状変化時の連絡体制・医療体制等を整備することとしており、原則として、軽症者等から連絡を受けた宿泊施設や保健所等の窓口が、往診等を調整(図②)。
- なお、自宅療養者について、地域の実情に応じて、軽症者等自らが医療機関等に依頼可とする場合も、保健所等に事前相談。
- (※2) 往診等は、宿泊施設に配置される医師やあらかじめ定める受入可能な医療機関等による対応を想定。
- (※3) 入院を要する場合は、救急搬送・入院勧告で対応。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 25 日健感発 0325 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「PCR 検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額については、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和 2 年 5 月 13 日健感発 0513 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「抗原検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額についても、令和 2 年 5 月診療分から同様に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求（以下「本請求」という。）に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

また、これに伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査に係る費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 3 月 25 日保医発 0325 第 9 号）は廃止する。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号（8桁）を記載すること。（別紙参照）
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号 28 の公費負担医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院（同法第 37 条）（以下「一類感染症等の患者の入院」という。））と同様の取扱いとすること。

なお、既存の法別番号 28 の公費負担医療と同時に記載する場合は、一類感染症等の患者の入院の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和 2 年 4 月 30 日健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき請求される法別番号 28 の公費負担医療（以下「軽症者等に係る法別番号 28 の公費負担医療」という。）と同時に記載する場合は、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、軽症者等に係る法別番号 28 の公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996（7桁）」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定した PCR 検査料等並びに抗原検査料等の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

記載例：「療養の給付」欄

(1) 1 の (2) なお書きに該当する場合

抗原検査の結果、陽性であったため、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を実施（急性期一般入院料 1（一般病棟入院期間加算を含めた 2,100 点）を算定する病棟に 10 日間入院）した場合。

療 養 の 給 付	保 険 の 給 付	請 求 点	※ 決 定 点	負 担 金 額 円
		21,744		減額 割(円) 免除・支払猶予
		21,000	点 ※	円
		744	点 ※	円

※公費①：新型コロナウイルス感染症に係る入院医療

公費②：抗原検査料及び免疫学的検査判断料

(2) 1 の (2) また書きに該当する場合

初診（282 点）時に抗原検査を実施したところ陰性、その後 PCR 検査を実施した結果、陽性であ

ったため、宿泊療養又は自宅療養となった患者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施（往診料（720点）、再診料（73点）及び外来管理加算（52点）を算定）した場合。

療 養 の 給 付	保 険	請 求 点	※ 決 定 点	一 部 負 担 金 額 円
		3,821		減額 割(円)免除・支払猶予
	公費①	2,694 点	※ 点	0 円
	公費②	845 点	※ 点	0 円

※公費①：抗原検査料及び免疫学的検査判断並びに PCR 検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した（往診、訪問診療等による受診を含む。）新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）によること。

5 実施時期

PCR 検査料等については、令和 2 年 4 月診療分（5 月請求分）から、また、抗原検査料等については、令和 2 年 5 月診療分（6 月請求分）から実施すること。

(別紙)

実施機関名	公費負担者番号								集計コード
	法別 番号		都道府 県番号		実施機関番号			検証 番号	
北海道（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。）	2	8	0	1	0	5	0	2	28010502
札幌市	2	8	0	1	1	5	0	0	28011500
小樽市	2	8	0	1	2	5	0	8	28012508
函館市	2	8	0	1	3	5	0	6	28013506
旭川市	2	8	0	1	4	5	0	4	28014504
青森県（青森市、八戸市を除く。）	2	8	0	2	0	5	0	1	28020501
青森市	2	8	0	2	1	5	0	9	28021509
八戸市	2	8	0	2	2	5	0	7	28022507
岩手県（盛岡市を除く。）	2	8	0	3	0	5	0	0	28030500
盛岡市	2	8	0	3	1	5	0	8	28031508
宮城県（仙台市を除く。）	2	8	0	4	0	5	0	9	28040509
仙台市	2	8	0	4	1	5	0	7	28041507
秋田県（秋田市を除く。）	2	8	0	5	0	5	0	8	28050508
秋田市	2	8	0	5	1	5	0	6	28051506
山形県（山形市を除く。）	2	8	0	6	0	5	0	7	28060507
山形市	2	8	0	6	1	5	0	5	28061505
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く。）	2	8	0	7	0	5	0	6	28070506
郡山市	2	8	0	7	1	5	0	4	28071504
いわき市	2	8	0	7	2	5	0	2	28072502
福島市	2	8	0	7	3	5	0	0	28073500
茨城県（水戸市を除く。）	2	8	0	8	0	5	0	5	28080505
水戸市	2	8	0	8	1	5	0	3	28081503
栃木県（宇都宮市を除く。）	2	8	0	9	0	5	0	4	28090504
宇都宮市	2	8	0	9	1	5	0	2	28091502
群馬県（前橋市、高崎市を除く。）	2	8	1	0	0	5	0	1	28100501
前橋市	2	8	1	0	1	5	0	9	28101509
高崎市	2	8	1	0	2	5	0	7	28102507
埼玉県（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）	2	8	1	1	0	5	0	0	28110500
さいたま市	2	8	1	1	1	5	0	8	28111508
川越市	2	8	1	1	2	5	0	6	28112506
越谷市	2	8	1	1	3	5	0	4	28113504
川口市	2	8	1	1	4	5	0	2	28114502
千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く。）	2	8	1	2	0	5	0	9	28120509
千葉市	2	8	1	2	1	5	0	7	28121507
船橋市	2	8	1	2	2	5	0	5	28122505
柏市	2	8	1	2	3	5	0	3	28123503
千代田区	2	8	1	3	0	1	9	3	28130193
中央区	2	8	1	3	0	2	9	2	28130292
港区	2	8	1	3	0	3	9	1	28130391
新宿区	2	8	1	3	0	4	9	0	28130490
文京区	2	8	1	3	0	5	9	9	28130599
台東区	2	8	1	3	0	6	9	8	28130698
墨田区	2	8	1	3	0	7	9	7	28130797
江東区	2	8	1	3	0	8	9	6	28130896
品川区	2	8	1	3	0	9	9	5	28130995
目黒区	2	8	1	3	1	0	9	2	28131092
大田区	2	8	1	3	1	1	9	1	28131191
世田谷区	2	8	1	3	1	2	9	0	28131290

渋谷区	2	8	1	3	1	3	9	9	28131399
中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
豊島区	2	8	1	3	1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
練馬区	2	8	1	3	2	0	9	0	28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下（23区、八王子市、 町田市を除く。）	2	8	1	3	6	9	0	1	28136901
神奈川県（横浜市、川崎市、 横須賀市、相模原市、藤沢 市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
新潟県（新潟市を除く。）	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県（富山市を除く。）	2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
石川県（金沢市を除く。）	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県（福井市を除く。）	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県（甲府市を除く。）	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県（長野市を除く。）	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
岐阜県（岐阜市を除く。）	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県（静岡市、浜松市を除 く。）	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県（名古屋市、豊田市、 豊橋市、岡崎市を除く。）	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
名古屋市	2	8	2	3	1	5	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
三重県（四日市市を除く。）	2	8	2	4	0	5	0	5	28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県（大津市を除く。）	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
京都府（京都市を除く。）	2	8	2	6	0	5	0	3	28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府（大阪市、堺市、東大 阪市、高槻市、豊中市、枚方 市、八尾市、寝屋川市、吹田 市を除く。）	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500
堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506

高槻市	2	8	2	7	4	5	0	4	28274504
豊中市	2	8	2	7	5	5	0	1	28275501
枚方市	2	8	2	7	6	5	0	9	28276509
八尾市	2	8	2	7	7	5	0	7	28277507
寝屋川市	2	8	2	7	8	5	0	5	28278505
吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
尼崎市	2	8	2	8	2	5	0	7	28282507
姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
西宮市	2	8	2	8	4	5	0	3	28284503
明石市	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
奈良県（奈良市を除く。）	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
奈良市	2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山県（和歌山市を除く。）	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
和歌山市	2	8	3	0	1	5	0	5	28301505
鳥取県（鳥取市を除く。）	2	8	3	1	0	5	0	6	28310506
鳥取市	2	8	3	1	1	5	0	4	28311504
島根県（松江市を除く。）	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
松江市	2	8	3	2	1	5	0	3	28321503
岡山県（岡山市、倉敷市を除く。）	2	8	3	3	0	5	0	4	28330504
岡山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
倉敷市	2	8	3	3	2	5	0	0	28332500
広島県（広島市、呉市、福山市を除く。）	2	8	3	4	0	5	0	3	28340503
広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
呉市	2	8	3	4	2	5	0	9	28342509
福山市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
山口県（下関市を除く。）	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
下関市	2	8	3	5	1	5	0	0	28351500
徳島県	2	8	3	6	0	5	0	1	28360501
香川県（高松市を除く。）	2	8	3	7	0	5	0	0	28370500
高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
愛媛県（松山市を除く。）	2	8	3	8	0	5	0	9	28380509
松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知県（高知市を除く。）	2	8	3	9	0	5	0	8	28390508
高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く。）	2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市	2	8	4	0	1	5	0	3	28401503
北九州市	2	8	4	0	2	5	0	1	28402501
久留米市	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
佐賀県	2	8	4	1	0	5	0	4	28410504
長崎県（長崎市、佐世保市を除く。）	2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
佐世保市	2	8	4	2	2	5	0	9	28422509
熊本県（熊本市を除く。）	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
熊本市	2	8	4	3	1	5	0	0	28431500
大分県（大分市を除く。）	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
大分市	2	8	4	4	1	5	0	9	28441509
宮崎県（宮崎市を除く。）	2	8	4	5	0	5	0	0	28450500
宮崎市	2	8	4	5	1	5	0	8	28451508
鹿児島県（鹿児島市を除く。）	2	8	4	6	0	5	0	9	28460509
鹿児島市	2	8	4	6	1	5	0	7	28461507
沖縄県（那覇市を除く。）	2	8	4	7	0	5	0	8	28470508
那覇市	2	8	4	7	1	5	0	6	28471506

(別添)

健感発0513 第1号

令和2年5月13日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)

「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出」の保険適用に伴い、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。3月25日最終改正。以下「3月4日課長通知」という。)において、都道府県、保健所設置市又は特別区(以下「都道府県等」という。)における新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の具体的な取扱いとして、医療機関との感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく行政検査の委託契約の締結や費用の支払等について、お知らせしたところである。

今般、「SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出」の保険適用に伴い、3月4日課長通知を別添のとおり一部改正し、本日(令和2年5月13日)から適用することとしたので、十分御承知の上、その取扱いについて、遺漏なくご対応いただくようお願いする。

なお、本改正に伴い、3月4日課長通知の別添の事務契約書(案)についても変更を行うが、既に締結済みの契約については、契約当事者の異議がある場合を除き、本通知に基づく改正がされたものとみなし、次の契約時に本通知に基づく契約書に変更することをもって足りるものとする。

以上

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

◎「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」(令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) 新旧対照表(適用日:令和2年5月13日)

新	旧
「<u>新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて</u>」 (令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) (1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査<u>又は抗原検査</u>でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査<u>及び抗原検査</u>は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。	「<u>新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて</u>」(令和2年3月4日健感発 0304 第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知) (1) 行政検査の委託 ○ 現在、新型コロナウイルス感染症については、行政検査として行っている PCR 検査でなければ、感染が疑われる者が新型コロナウイルスを保有しているか確認できず、当該検査でウイルスを保有していると確認され感染者と判明した場合には、新型コロナウイルス感染症のまん延防止及び本人に対する治療の観点から、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長の判断で感染症法に基づく入院勧告等を行うこととしている。 したがって、新型コロナウイルス感染症にかかる PCR 検査は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に加えて、本人に対する感染症の治療へ繋げる観点から行われているところである。

○ 令和 2 年 3 月 6 日より、PCR 検査に保険適用が、同年 5 月 13 日より、抗原検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点から、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出又は SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出に係る診療については、3 月 6 日以降行った診療分から、SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出に係る診療につ

○ 令和 2 年 3 月 6 日より、PCR 検査に保険適用がなされたところであるが、現在のところ、医師の判断により診療の一環として行われ、帰国者・接触者外来を設置している医療機関等において実施する保険適用される検査については、前述の行政検査と同様の観点から、同検査を実施する医療機関に対して、都道府県等から行政検査を委託しているものと取り扱い、当該検査費用の負担を本人に求めないこととする。

(2) 具体的な事務の概要

①事務の流れ

○ 感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症法第 19 条又は第 20 条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関（以下「感染症指定医療機関等」という。）と都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）において、感染症法第 15 条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する。なお、契約が 3 月 6 日より後となった場合であっても、3 月 6 日以降行った診療分から適用する。

いては、5月13日以降行った診療分から適用する。

（別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照）

- 感染症指定医療機関等がPCR検査又は抗原検査を実施。感染症指定医療機関等は、

- ・ PCR検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）

- ・ 抗原検査を実施した場合、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）

- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

- 都道府県等から、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検

（別添「感染症法第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）」参照）

- 感染症指定医療機関等がPCR検査を実施。感染症指定医療機関等は、診療に係る自己負担額を受診者から徴収する際、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額として、以下②に定める都道府県等が医療機関に対して支払う金額分を受診者に支給する。（受診者の負担と相殺することも差し支えない。）

- 感染症指定医療機関等は通常の診療報酬の請求において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に費用の請求を行う。

- 都道府県等から、PCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検

査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額及び抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

- 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の都道府県等に報告する。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査及び抗原検査が保険適用になること

査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額についての審査及び支払事務の委託を受けた社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会は、都道府県等に代わって、感染症指定医療機関等に支払いを行う。

- 都道府県等は、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額について、その審査及び支払事務を委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して、支払いを行う。
- 感染症指定医療機関等は、本契約に基づき実施した検査の結果についてその結果を問わず、速やかに所管の保健所に報告する。

② 対象者及び検査一回当たりの金額

本補助事業は、PCR 検査が保険適用になることに伴い、新た

に伴い、新たに受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額並びに抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負

に受診者に発生する自己負担分を軽減することが趣旨で行うものであることから、検査一回当たりの金額については、保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第 37 条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとし、本補助事業による補助が行われなければ受診者が負担することとなる PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額とする。

具体的には、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助

担額とする。なお、他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする（同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

（例）PCR 検査を実施した場合の補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点（1,500 点）に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。（ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定さ

事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する）。

（例）補助額の算定例

- ① 外来・入院診療において、PCR 検査実施時に、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 150 点となった場合、1,950 点（1,500 点）に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、PCR 検査料が 1,800 点(1,350 点)、微生物学的検査判断料が 0 点となった場合、1,800 点(1,350 点)に係る自己負担額が補助額となる。

※ 括弧内は、検体採取を行った指定感染症医療機関等以外の施設へ輸送し検査を実施した場合以外のとき。

- ③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。（ただし、当該 PCR 検査が出来高算定により算定さ

れている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

(例) 抗原検査を実施した場合の補助額の算定例

① 外来・入院診療において、抗原検査実施時に、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 144 点となった場合、744 点に係る受診者の自己負担額が補助額となる。

② 外来・入院診療において、当月に既に他の検査により判断料を算定しており、抗原検査料が 600 点、免疫学的検査判断料が 0 点となった場合、600 点に係る自己負担額が補助額となる。

③ DPC 対象病院において、包括算定がされている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分はないことから、補助の対象とならない。(ただし、当該抗原検査が出来高算定により算定されている場合には、抗原検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

以上

れている場合には、PCR 検査を実施したことにより、新たに受診者に発生する自己負担分が生ずるため、補助の対象となる。具体的な算定方法は①・②と同様となる。)

以上

(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案) 「<u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出</u>」又は「<u>SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出</u>」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という。) と〇〇病院 (以下「乙」という。) との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。) <u>又は抗原検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)</u> を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額 <u>又は抗原検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 抗原検出」) 及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料 (初再診料などは含まない。)</u> にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は	(別添) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく調査に関する事務契約書 (案) 「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、〇〇都道府県知事 (〇〇市長、〇〇区長) (以下「甲」という) と〇〇病院 (以下「乙」という) との間に次の通り契約を締結する。 第一条 甲は、乙が PCR 検査 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る) を行った場合に、受診者の PCR 検査料 (「SARS-CoV-2 (新型コロナウイルス) 核酸検出」) 及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料 (初再診料などは含まない。) にかかる自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。 第二条 甲、乙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金又は
--	--

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 乙は、PCR 検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）又は抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を実施した場合には、甲に報告することとする。なお、当該報告は、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに必要な情報を入力している場合には、省略することができる。また、甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額又は抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 甲は、乙からの請求内容について疑義がある場合には、乙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 乙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）にかかる金額について、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症

法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額にかかる受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。 第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。 この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々1 通を所持するものとする。 令和 2 年 月 日 都道府県知事、市長、区長 氏名 (印) 医療機関の長 氏名 (印)	法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。 第五条 本契約は、4 月 1 日以降に実施した診療分から適用する。 この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々1 通を所持するものとする。 令和 2 年 月 日 都道府県知事、市長、区長 氏名 (印) 医療機関の長 氏名 (印)
--	---